

日本脳炎予防接種についての説明書（※特例対象者用）

※ 特例対象者:平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で20歳未満の方

○保護者の方へ ※必ずお読みください。

日本脳炎の予防接種を受けるにあたっての説明及び注意事項、予診欄をよくお読みいただき、必要事項を記入したうえで予防接種を受けるようにしてください。

【13歳以上のお子様をお持ちの保護者の皆様へ】

これまで、お子様の予防接種には保護者の同伴が必要でしたが、13歳以上の方への日本脳炎の予防接種については、保護者の方がこの説明書及び注意事項を事前によくお読みいただいたうえで予防接種を希望する場合、予診票に保護者の方が自ら署名することで、保護者の方が同伴しなくても、お子様が予防接種を受けることが可能になりました。（接種当日は予診票にあらかじめ必要事項を記入のうえ、必ず持参してください。）

注）保護者が同伴されない場合、保護者自署欄に保護者の署名がないと、予防接種を受けることができないのでご注意ください。疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医、または、お住まいの区の保健福祉センターに相談するなど、十分納得したうえで、接種を受けさせてください。

1 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染でおこります。人から人に直接感染することではなく、ブタの中で増えたウイルスが蚊（コガタアカイエカ）によって媒介され、人に感染して発生します。7～10日の潜伏期間後、高熱、頭痛、嘔吐（おうと）、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。流行するのは西日本地域が中心で、ウイルスは日本全体に分布しています。ブタにおける流行は毎年6月頃から10月頃まで続き、この間に地域によっては80%以上のブタが感染します。以前は小児、学童を中心に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では、予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎を発症します。いったん脳炎を発症すると致死率は約15%といわれており、また、死に至らない場合でも脳神経等の後遺症を残す例が多くみられます。脳炎のほか無菌性髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もあります。感染を防ぐうえで最も確実な方法は予防接種を受けることです。

2 日本脳炎ワクチンについて

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルスを精製し、不活化（病原性をなくすこと）したものです。標準的な接種間隔は、1期として6日以上（標準的には28日まで）の間隔をあけて初回2回、その後6か月以上（標準的にはおおむね1年）の間隔をあけて追加接種を1回行なって基礎免疫をつけ、1期終了後4～5年あけて2期接種を1回行います。また、1期・2期の4回の接種を完了していない方の残りの接種方法については、裏面の表を参考に医師とご相談のうえ接種を受けてください。

[接種回数]

日本脳炎ワクチン		接種間隔
既に接種した回数	接種回数	
全く受けていない方	残り 4 回 [1 期 3 回、2 期 1 回]	1 回目を接種後、6 日以上（標準的には 2 8 日まで）の間隔をあけて 2 回目を接種し、その後 6 か月以上（標準的にはおおむね 1 年）の間隔をあけて 3 回目を接種します。 4 回目（2 期相当）の接種は <u>9 歳以上</u> の方に、3 回目の接種後 6 日以上の間隔をあけて接種します。
1 回接種を受けた方	残り 3 回 [1 期 2 回、2 期 1 回]	2 回目から 3 回目は 6 日以上の間隔をあけて接種します。 4 回目（2 期相当）の接種は <u>9 歳以上</u> の方に、3 回目の接種後 6 日以上の間隔をあけて接種します。
2 回接種を受けた方	残り 2 回 [1 期 1 回、2 期 1 回]	3 回目から 4 回目は 6 日以上の間隔をあけて接種します。 ただし、4 回目（2 期相当）の接種については <u>9 歳以上</u> の方に行います。
3 回接種を受けた方	残り 1 回 [2 期 1 回]	4 回目（2 期相当）の接種を行います。ただし、 <u>9 歳以上</u> の方に限ります。

3 日本脳炎ワクチンの副反応について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、本剤の臨床試験において、生後 6 か月以上 90 か月未満の小児 1 2 3 例中 4 9 例（3 9.8 %）に副反応が認められ、その主なものは発熱（1 8. 7 %）、咳（1 1. 4 %）、鼻汁（9. 8 %）、注射部位紅斑（8. 9 %）であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。

4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種の前後にかかった感染症等）によるものかが国の審査会で審議され、厚生労働大臣に因果関係が認定された場合に限ります。

【女性への注意事項】

妊娠している方、又はその可能性がある方は、原則接種しないこととし、予防接種の有益性が、危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。かかりつけ医と十分にご相談ください。

5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- （1）明らかに発熱（通常 3 7. 5 ℃以上をいいます）がある場合
- （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- （3）受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- （4）明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- （5）現在、妊娠している場合または、妊娠している可能性がある場合
- （6）その他、医師が不適当な状態と判断した場合